

安定的な国内海上輸送のための総合対策

離島航路補助制度の改革

平成21年度概算要求額 5,600百万円 (前年度 3,827百万円)

○ 目的

「離島航路整備法」に基づき、離島航路の維持・改善を図るとともに、生活交通の確保を図る。

○ 内容

離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠な交通手段である離島航路に、省エネ船の代替建造等の構造改善投資に対して支援するとともに、運航の結果生ずる欠損に対して補助を行う。

離島航路維持・構造改革支援制度

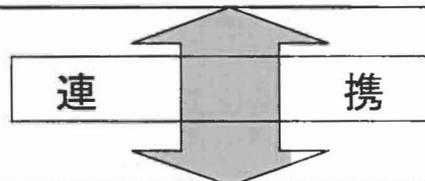
5,600百万円

離島航路補助

- 運航の結果生じた欠損の補填(拡充・見直し)
- 唯一航路要件の見直し

離島航路構造改革支援補助

- 航路改善協議会の設置、航路診断・経営診断、航路改善計画の策定
- 公設民営化、公営航路の民間委託等運営体制の改革
- 代替建造(省エネ船舶等)の推進
- 経営努力に対するインセンティブの導入



地域公共交通活性化・再生総合事業(20年度創設)の活用 (60億円の内数)

○ 支援対象

需要喚起や寄港地集約等の実証運航、船舶設備・航路施設の改良・整備等

(参考)

平成20年度の実績[3次募集分を除く]13件、約2億円 (隠岐、佐渡、三島、五島、甌島、鳥羽、笠岡等)
(今後募集予定含めて)約4億円

港湾・漁港整備等との連携

- 防波堤の整備による港内静穏度の確保(→就航率の改善)
- 上屋整備・棧橋のバリアフリー化等